

NPO 法人岡崎まち育てセンター・りた行動計画  
(次世代育成支援法に係る一般事業主行動計画)

■社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年12月1日 ～ 2023年3月31日 (2年4ヶ月間)

2. 内容

**目標1** : 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。また、該当する職員に対して、積極的な制度利用を促すため、事務局による面談を行う。

- ・2020年12月～ 制度に関するチラシを作成し、社員に配布。
- ・2021年1月～ 改正育児介護休業法に基づく法人の改正諸規程類の施行。  
※その後も、関連法規の改正があれば随時改正・周知を行う。
- ・2021年4月～ 事務局による面談開始
- ・2022年4月～ 制度利用者に対するアフターフォローの面談開始
- ・2023年1月～ 上記面談を踏まえた制度の利用促進を行う。

**目標2** : 子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得開始に際し、「中抜け」を可能とする制度を導入、最低1名の制度利用実績を目指す。

- ・2021年1月～ 子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得に「中抜け」を可能とする規定を盛り込んだ「育児・介護休業等に関する規程」の施行
- ・2021年4月～ チラシ等による制度の周知・勧奨
- ・2022年4月～ 制度利用者に対するアフターフォローの面談開始
- ・2023年1月～ 上記面談を踏まえた制度の利用促進を行う。

**目標3** : 就労継続しやすい労働環境のための柔軟で多様な働き方の整備

- ・2021年1月～ フレックスタイム制の導入
- ・2022年1月～ 時差出勤、フレックスタイム、在宅勤務制度の運用について見直しの開始、職員にアンケートを実施
- ・2022年7月～ 時差出勤、フレックスタイム、在宅勤務制度の問題点を反映させた運用を試行的に開始
- ・2023年1月～ 試行結果を反映させた制度改善

以上